

一般社団法人小鹿野クライミング協会 定 款

第1章 総 則

【名 称】

第1条 この法人は、一般社団法人小鹿野クライミング協会と称する。

【事務所】

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県入間市東町7丁目1番7号に置く。

第2章 目的及び事業

【目 的】

第3条 この法人は、クライミングを行う岩場に関する事業を行い、岩場を中心としたクライミングの普及振興を図り、岩場周辺の小鹿野町を始めとする自治体、地元関係者及びクライミング関係者と連携し、クライミング界共通の利益を図る活動等を目的とする。

【事 業】

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) クライミングの普及振興
- (2) クライミングを行う岩場の整備・開拓・管理等
- (3) クライミングを行う岩場における自然環境の保全
- (4) クライミングを行う岩場のアクセスに関する問題への対応等
- (5) クライミングを行う岩場に関するルールやマナーの整備
- (6) クライミングを行う岩場に関する情報提供
- (7) クライミングを行う岩場の安全及び事故予防に関する啓発
- (8) クライミングを行う岩場が所在する周辺の地域に対する貢献活動
- (9) クライミングを行う岩場の整備開拓に関する人材の育成・養成・研修
- (10) 他のローカルクライミング団体への支援
- (11) 事業の推進に資するため、岩場の利用等に関する事業
- (12) 事業の推進に資するため、物品等の販売事業
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社員

【法人の構成員】

第5条 この法人の目的に賛同して入会したクライミング愛好家、クライミング熟練者、クライミング関係者及び学識経験者等を社員とする。

【社員等の資格の取得】

第6条 この法人の社員として入会しようとする者は、理事会に対し申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

【会費等の負担】

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用等に充てるため、社員になった時及び毎年度、社員は、別に定める額を支払う義務を負う。

【任意退会】

第8条 社員は、理事会に対し退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

【除名】

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により社員を除名したときは、当該社員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

【社員の資格喪失】

第10条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 一年以上会費を滞納したとき
- (2) 総社員の同意があったとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

2 社員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 この法人は、社員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

【種類】

第11条 この法人の社員総会（以下「総会」という）は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の総会とする。

【構成】

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

【権限】

第13条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分の承認
- (7) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

【開催】

第14条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が招集の決議をしたとき
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

【招集】

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

【議長】

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

【議決権】

第17条 総会における議決権は社員1名につき1個とする。

【決議】

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当る多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 基本財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【書面による議決権の行使等】

第19条 総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法により表決し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 社員は、他の社員を代理人として、その議決権を行使する場合には代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。

3 第1項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

4 理事又は社員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名は、前項の議事録に署名押印をする。

第5章 役員

【役員の設定】

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事は3名以上15名以内
- (2) 監事は1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き2以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

【役員を選任】

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 他の同一の団体（公益法人除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

【理事の職務及び権限】

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担する。また、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、理事会が予め定めた順序によって、その業務執行にかかる職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、会長及び副会長の業務執行に係わる職務を代行する。
- 5 会長、副会長、専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

【監事の職務及び権限】

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

【役員任期】

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

【役員解任】

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

【役員報酬等】

第27条 理事及び監事の報酬等は、総会の決議をもって定める。

第6章 理事会

【構成】

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

【権限】

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

【招集】

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の開催については、監事に通知するものとする。

【議長】

第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

【決議】

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の議決権の過半数をもって行う。

- 2 第1項の規定にかかわらず一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

【議事録】

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

第7章 基金

【基金の抛出】

第34条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛出を求めることができるものとする。

【基金の募集】

第35条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

【基金の抛出者の権利】

第36条 抛出された基金は、基金抛出者と合意した期日までは返還しない。

【基金の返還の手続】

第37条 基金の抛出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第8章 資産及び会計

【事業年度】

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【事業計画及び収支予算】

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

【事業報告及び決算】

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年会長が作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

2 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

【定款の変更】

第41条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

【解散】

第42条 この法人は総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

【残余財産の処分】

第43条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

【剰余金の非分配】

第44条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第10章 公示の方法

【公告の方法】

第45条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第11章 補則

【委任】

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

【最初の事業年度】

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2021年3月31日までとする。

【設立時の理事、監事】

第48条 当法人の設立時代表理事及び、設立時理事並びに設立時監事は、次のとおりとする。

設立時	代表理事	橋本正寿
設立時	理事	安間佐千（以下、五十音順）
設立時	理事	植田幹也

設立時	理事	合田雄治郎
設立時	理事	嵯峨敦
設立時	理事	柴田隆雄
設立時	理事	高橋耕也
設立時	理事	徳永信資
設立時	理事	平山裕示
設立時	理事	前田雅章
設立時	監事	町田週一

2020年9月26日

設立時社員 合田雄治郎

設立時社員 嵯峨敦